

極秘

次官 アジア課長

島憲治
官房長
官房総務課長

島
名
親

沢田首席代表
宇山参事官

経済協力部長
会計課長

アジア局長
審議官
北東アジア課長

経済局長、賠償部長に回次の手紙

対韓経済協力に關する予算措置について

技術

昭和三十二年七月二十二日
北東アジア課

1. 対韓経済協力の趣旨

近く再南予定の日韓会談において、韓国側は再び

巨額の財産請求権を提出し、加えて在日韓国人の

南鮮帰還に關連して「補償金の如きものを支拂うよう

主張するものと見ゆ。しかし、財産請求権問題は

(1) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(2) 韓国との間にこの問題を解決した場合、北鮮と



1791

アジア局長 昭三二 7.22 局長附

(1 頁目に糊付けされた付箋)

こんち大おつぱ
 為得の製造
 思われる。
 可見別途
 了了

極秘

アジア局

審議官

北東アジア課

置について

昭和 7. 22.

北東アジア課

韓国側は再々

に在日韓国人の

南鮮帰還に関連して「補償金」の如きものを支拂うよう

主張するものと見られる。しかし、財産請求権問題は

(イ)交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(ロ)韓国との間にこの問題を解決した場合、北鮮への



1791

アジア局 新室
昭和 7. 25
局長附

問題が発生する。(一) 国内的には旧財産権者補償向

題を惹起する。この理由で早急な解決は不適当で

あり、むしろ一種の「棚上げ」とする方が適当である。

また在日韓国人の南鮮帰還に伴い補償金の支拂

要求に应付すべき筋合はない。他方、日韓会談を

早急に導路するためには、韓国側に対し何らかの

経済援助を行うことが不可避であり、また我が国に

とつても、過去の補償のことはなしに、韓国の

将来の経済及び社会福祉に寄與するという趣旨で

ならば、かかる経済援助を行う意義ありと認められる。

(米国の対韓経済援助と相俟って、韓国への経済が

安定・成長し、ひいては 韓国^の政治も安定することは

り、当面の問題については

隣国日本にとっても 好ましいことである

韓国経済が安定化への傾向を見られることは、在日朝鮮人の北鮮
帰還希望を平控えさせ、北鮮送還業務を早く終了させる効果がある

上記のような事情に鑑み、日韓会談が今後

あり

日韓国交が正常化した後に (大体明会計年度以降)

1000万ドル

54万井

毎年2000万ドル、5年間にわたり、合計1億ドルを

経済協力のための援助(無償)として 支出すること

適当と思われました。

無償

2. 対韓経済協力のための予算措置

現在我が国が実施している 賠償及び 経済協力

大別すると、

却て、実現を困難にする
総額五千万井作が実
せいせいという所ではなからるか。
償はせよか、か、る多額の
年償援助は、特例償
東欧凡て確定の
放棄せ
このまゝで
万が一は
我が口内
おと列島
支持を得
るべきで
三先

(1) 無償のもの (賠償部所管)

1億井に及ばない



外債上

総額一億井に及ぶと云われ、大抵者や口内が強い及れを要

(イ) ヒルマ、フィリピン、インドネシア、^{7/} ヴェトナムに對する

賠償

(ロ) マオス、カンボジアに對する 経済技術協力

(この二国は 対日賠償請求権を放棄したので、日本

例はこれに 応えて 経済技術協力を 行) こととしたもの)

(2) 有償のもの (経済協力部所管)

(これが 国で 通常 言っている 経済協力は これに 属する)

に分かれる。

~~韓国~~ 口交正常化後

特別の

~~今後~~ 韓国に對して 行われる 経済協力は 無償

の 建前 になって、 上記 (1)(ロ) に 類似 した もの に なる と思

われる。 ~~また~~ 上記 (1) の 賠償 及び 無償 経済協力

のための予算は、すべて、賠償等特殊債務処理特別

会計に計上されており、^{受益国}~~賠償国~~は、契約の当事者として

物資を供給し、債務に従~~事~~す日本国民に対して、日本

政府よりの支拂に基いて、代金を支拂う建前になつて

います。

よって、今後の措置としては、日韓会談に臨む日本

側基本方針の決定の過程において、及び、明年度

予算編成の過程において、大藏省側に上記の

趣旨を篤と説明し、理財局外債課（賠償等特別

会計の所管課）をして、所要の措置をとりましたよう

働きかけをばもとと思われています。

日韓経済協力関係の発展、特に貿易協力の促進に資する

3. 日韓経済協力事務費のための予算措置

ラオス、カンボジアに対する経済技術協力のための

事務費に準じて、^(外務省として) ~~日下当課にて~~ ^(事務費が) 準備中である。(主に

日韓合同委員会のための経費となる見込)

なお、これとは別に、日本側の学界、経済界の識者

より成る日韓経済協力^(研究会)懇談会のための経費、京城

での打合せのための外国出張旅費も^(は当課にかいて) 計上する予定で

ある。

4. 通常の経済協力及び技術協力のための予算措置

● 尚、日交正常化迄の^(おいて) ~~日韓~~ 対韓投資、融資に

関係の^(今後の) 経済協力及び技術協力が成る今年夏後半の至

急に^(必要) ~~実現する~~ 必要がある。その場合、

外務省
外務省の技術協力関係予算及び大蔵省の財政
投融資関係予算に予備費をついて、措置を必要とする。

(6頁目に糊付けされた付箋)

対韓経済協力関係の再評価と今後の対応
資料に即ち 具論あり

韓国形がでなく 経済援助或は 経済協力政策の
巨額の資金と 供与す。陽分には 処理の
的を、もつては 官地段階の 種々の 混乱と生ずる
過剰の 送金 至極協力に 限り 相手口と
この貿易関係 相手口の 望望南を 在昔由参回即
相手口の 至極情勢を 考ふに 極行して 与て 是は
望の 構想と 其の 外、 他訂の 事なり
尚且 仲を 指する 長 時 時 仲 長 の 四 五 年 と 必 事 と す

多助
以隔

| |
|---------|
| のため |
| かあ |
| 了 (主に |
| 界の 識者 |
| 京城 |
| に 予定 |
| 22 12/3 |

経済協力及び技術協力が 或は 今年夏後半 乃至 秋
必要と
更に 実現すべし 万が一も 知れず 其の 協分には

外務省
外務省の 技術協力 関係 予案 及び 大蔵省の 財政
技術協力 関係 予案 乃至 予備案 につき 措置を 必要とす。